



## 《目次》

### 【学会からのお知らせ】

|   |   |
|---|---|
| ○第11回年次大会報告《全体概要》 《プログラム》 .....                         | 1 |
| 同 《内容報告》 .....  | 3 |
| ○「海洋・沿岸域の総合的管理に関する2020年アピール」委員会活動状況 .....               | 7 |
| ○「国連海洋科学の10年と海洋政策～海洋政策の10年のデザインに向けて～」<br>シンポジウム開催 ..... | 8 |
| ○学生小論文表彰4編、全文掲載 .....                                   | 9 |

### 【海洋政策情報】

|   |    |
|---|----|
| ●日本発の水産エコラベルMELが国際規格として承認（12月12日） ..... | 21 |
|---|----|

### 【セミナー・シンポジウム情報】

|  |    |
|--|----|
| ●「国連の持続可能な海洋科学の10年-One Oceanの行動に向けて」公開シンポジウム | 21 |
| ●長崎県第6回海洋産業フォーラム開催 .....                     | 22 |
| ●日本沿岸域学会2020年度全国大会開催 .....                   | 23 |

|              |    |
|--------------|----|
| 【編集後記】 ..... | 24 |
|--------------|----|

## 【学会からのお知らせ】

### ○第11回年次大会報告（2019年12月6日開催）

#### 《全体概要》

日本海洋政策学会第11回年次大会が当日参加者115名で開催された。研究発表は前回より1件少ない6件となったが発表時間を増やした結果活発な質疑も多く、パネル・ディスカッションを含め全体として活発な意見交換が行われた。またポスター発表は2件であった。

- ・日 時：2019年12月6日（金）9:30-17:45（交流・懇親会 18:00～）
- ・場 所：笹川平和財団ビル11階 国際会議場
- ・統一テーマ：『海とSDGs—これからの海洋政策と海洋産業—』

#### 《プログラム》

9:30 開会挨拶

日本海洋政策学会会長 奥脇 直也

来賓挨拶

参議院議員 武見 敬三

9:40 基調講演

「我が国の海洋政策について」

平垣内 久隆 内閣府総合海洋政策推進事務局長

「国連海洋科学の10年に向けた海洋政策に係る課題」

道田 豊 東京大学大気海洋研究所国際連携センター長/教授

10:30 研究発表(その1)

【松田 裕之(横浜国立大学教授)】

(1) 「諸外国の海洋石油・天然ガス開発に係る環境影響評価について(第二報)」

那須 卓(エンジニアリング協会石油開発環境安全センター副所長・総務企画部長)

(2) 「海洋資源調査産業の創出について」

河合 展夫(次世代海洋資源調査技術研究組合(J-MARES)理事長/(株)地球科学総合研究所(JGI, Inc.)代表取締役社長)

(3) 「洋上風力発電に係る海事産業に関する法政策的課題 —欧州諸国等の動向を踏まえた考察」

坂本 尚繁(日本海事センター専門調査員)

11:45~12:25 第11回 定例総会

<12:25~13:30 休憩・昼食>

13:30 学生小論文 表彰式(講評・表彰25分+準備5分)

14:00 研究発表(その2)

【座長:河野 真理子(早稲田大学教授)】

(4) 考古学からみた水中文化遺産とその保護行政

林原 利明(玉川文化財研究所主任研究員/東京海洋大学非常勤講師)

(5) 国連持続可能な開発目標(SDGs 14)と離島における漁業資源および市場へのアクセス

村上 悠平(笹川平和財団海洋政策研究所研究員)

(6) 教育用水中ロボットの開発を通じた次世代海洋技術者の育成

後藤 慎平(東京海洋大学海洋電子工学科助教)

<15:15~15:40 休憩>

15:40 パネル・ディスカッション

テーマ:『海洋の開発・利用・保全と日本の役割』

モデレータ:鈴木 英之(東京大学)

パネリスト:庄司 るり(東京海洋大学)

牧野 光琢(東京大学)

升本 順夫(東京大学)

松川 良夫(伊藤忠商事(株)/SIP「革新的深海資源調査技術」テーマリーダー)

17:40 閉会挨拶

日本海洋政策学会副会長 來生 新

◎ポスターセッション 13:00~13:30

「港湾海象観測の将来展望に関する一考察」

永井 紀彦((株)エコー顧問)

「持続可能な海洋環境と地域づくりー漂着ゴミ九州西部沿岸ネットワーク」

~~~~~  
18:00 交流・懇親会 … 10階食堂  
~~~~~

## 《内容報告》

### 1. 開会挨拶・来賓挨拶：

開会に先立ち、武見敬三議員から来賓挨拶を頂いた。武見議員は、第3期の海洋基本計画の中で取りまとめられた海洋安全保障の確立の重要性を指摘し、我が国の権益の確保、海底資源・漁業資源への摩擦が生じている現状を踏まえ、学会において政府がなすべき対応・連携について知見が提供されることへの期待を表明した。

引き続き、奥脇直也会長が開会挨拶を行い、10回の会合を経て、新たなスタートとなる第11回の海洋政策学会を開催することを宣言した。今回のテーマは「海とSDGs」であり、SDGsの実施のためには学際的で産学官が協働する総合的な取り組みが不可欠であると説明した。日本海洋政策学会は「海を護り」「海を利用する」ことをキャッチフレーズに研究を進めており、武見議員が指摘した海洋安全保障問題への取り組みとも通じていること、我々の学会は、こうした問題について、どこから、どういう手続きでこれを推進するのかということについての10年の蓄積があることを指摘し、今次大会におけるさらなる成果が得られることについての期待を表明した。

### 2. 基調講演

基調講演1として、内閣府総合海洋政策推進事務局の平垣内久隆事務局長から「我が国の海洋政策について」が報告された。その中で、平成30年5月に第3期海洋計画を発表し、その推進を目指した参与会議により3つのテーマについて議論し、令和元年6月に意見書が総理に提出されたこと、その中で、MDAの推進、北極研究におけるArCSの後継、G20における大阪ブルー・オーシャン・ビジョンの共有と海洋プラスチックごみの現状認識から対策を始めていることなどが記載されていることなどが紹介された。

特に令和元年度の活動として、2つのプロジェクトチーム、3つのスタディーグループを実施していること、XPRIIZEでの日本人チームの受賞があったこと、「我々の海洋会議」でのコミットメントの発表を行ったこと、洋上風力発電の導入促進のための法改正（港湾法改正：令和元年11月29日）がなされたことなどが、注目すべきものとして紹介された。

海洋政策は省庁にまたがる、さらには産官学にまたがる問題であり、皆を巻き込んで実施することが大切であるとし、流行語大賞で「ワン・チーム」が選ばれたことに鑑み、海については「ワン・オーシャン」を認識し、それを「ワン・チーム」で実施すべきと考えを披露した。関係者の連携の要としての自らの役目に対する決意表明と、関係各位の引き続きの協力依頼により講演を締めくくった。

基調講演の2題目として、東京大学大気海洋研究所の道田豊教授から「国連海洋科学の10年に向けた海洋政策に係る課題」が報告された。

まず、1971—80年に第1回目の「国連海洋科学の10年」が実施され、2017年の国連総会決議により、第2回となる「国連海洋科学の10年」が2021—30年の期間で設定されたという状況が紹介された。この背景として、昨今のグローバルな問題の解決に向けて、海洋科学のレベルを上げる必要があるという認識が根底に流れている点が紹介された。

今次海洋科学の10年は、アウトカムとして持続可能な開発の確立を目指しており、①きれいで、②健康で、③予測でき、④安全な、⑤持続可能な漁業で、⑥万人に開かれ誰もが平等に利用できる海のための海洋科学を推進することとなっていることが解説された。そのための、執行企画グループによる横断的議論、地域作業部会が実施されている状況、例えば、地域作業部会では、能力開発、情報共有、若い世代・市民の参画、地域間協力が必要であると議論されている状況が紹介された。

講演のまとめとして、今次「国連海洋科学の10年」で実施することは海洋科学研究が中心であるが、アウトカムを考えると海洋政策としての研究、実効が重要であり、海洋政策の10年を作り上げていくことが肝要と考えると意見が表明された。

### 3. 研究発表：

午前の研究発表は、横浜国立大学の松田裕之教授が座長を務め、3名の発表が行われた。

エンジニアリング協会的那須卓氏が「諸外国の海洋石油・天然ガス開発に係る環境影響評価について(第二報)」を報告し、法制度で規定しない評価内容について、どんな項目が、どのような手順で評価されているのかということについて整理を進めた結果が示された。新たな評価項目、各国の事情の違い、陸・海における制度の違い、事故対応についての質疑があった。

午後の研究発表は、早稲田大学の河野真理子教授が座長を務め、3名の発表が行われた。玉川文化財研究所の林原利明主任研究員が「考古学から見た水中文化遺産と保護行政」を報告した。国際的展開に比して、日本の研究者は無理解であると指摘し、考古学研究者の関心を高め、文化財保護法を適用する行政の流れを確立することが大切であると主張した。水中文化遺産、遺跡の枠組みについての質問があった。

笹川平和財団海洋政策研究所の村上悠平研究員が「国連持続可能な開発目標(SDGs 14)と離島における漁業資源および市場へのアクセス」を報告した。我が国の離島振興法・有人国境離島法をレビューし、具体事例での漁協の機能強化・統合が漁業資源・市場へのアクセスを向上した例を示し、共同体基盤型管理の重要性を指摘した。負の影響や大規模漁業との関係などに関する質問があった。

東京大学の後藤慎平助教が「教育用水中ロボットの開発を通じた次世代海洋技術者の育成」として、人材不足が問題となっているにもかかわらず、水産高校、商船高専などでも本物の技術を知る機会が少ない厳しい水産・海洋教育の現況を報告した。興味を持ってもらうことが大事であり、新しいツールが必要であると説明し、水中ロボットおよびその解説書が有効な手段であることを提示した。

### 4. 総会及びポスター発表

午前の研究発表に続き開催された第11回定例総会が、道田事務局長の司会により実施さ

れた。議長は会則により奥協会長が務め、4件の議案が審議され、いずれの議案も異議なく承認された。引き続いて、7件の報告事項が報告された。会場からは、学会の健全性、会則のあり方、アピールの名称などについての意見が出された。

ポスターセッションが休憩時間に国際会議場ロビーにおいて開催され、港湾海象観測の将来展望(榊エコー 永井紀彦顧問)と漂着ゴミへの取組み(九州大学 清野聡子准教授)に関する2つの報告があり、活発な意見交換がなされた。

## 5. 学生小論文表彰式

新たに「海洋問題解決への提案」をテーマとして募集された学生小論文について、14編の応募の中から優秀賞1名(東京海洋大学大学院 熊谷卓也氏)、奨励賞3名(海上保安大学校 藤本菜々子氏、東京海洋大学大学院 折田清隆氏、三重大学 横地一真氏)が選定され表彰式が行われた。

## 6. パネル・ディスカッション:

「海洋の開発・利用・保全と日本の役割」をテーマにパネル・ディスカッションが行われた。モデレータには東京大学の鈴木英之教授、パネリストには、東京海洋大学の庄司るり教授、東京大学の牧野光琢教授、升本順夫教授、伊藤忠商事の松川良夫SIP「革新的深海資源調査技術」テマリーダーの4名が登壇した。

鈴木モデレータからの趣旨説明の後、4名のパネリストからのプレゼンが行われた。庄司教授は、海運における日本の役割について、モニタリング技術と人材育成の重要性を強調した。牧野教授は、漁業管理と生態系保全に着目した話題提供を行い、海の文理融合研究をリードすべきと提案した。松川氏は、SIP第2期「革新的深海資源調査技術」の社会実装(テーマ3)の課題の概要を紹介し、海洋調査産業の確立、他分野への展開を目指していると説明された。升本教授は、海洋の開発・利用・保全の基盤となる海洋環境基礎情報の取得と利用について、情報の出口と入口となぞらえ、両者の連携の大切さを強調した。

話題提供に引き続き、パネリスト・会場との議論が行われ、海洋における水産資源管理について、海洋における人材育成について、海洋における情報インフラの整備について、海洋における島しょ国との協力について、EEZの権益確保の視点、海洋におけるイノベーション分野など、広範な論点についての議論が行われた。

特に着目された論点として、IUU漁業の撲滅に向けた取組み、情報の出口(海洋政策・産業)と入口(基礎研究)のコミュニケーション、AIの台頭による人材育成の変革、衛星技術の情報基盤の高度化などが挙げられる。

## 7. 閉会:

來生新副会長(放送大学学長)が今回の学会を振り返り、10年を経た学会の議論の面白さに言及し、海洋政策学会としての立場、ねらいについて振り返った。政策を論じる一端に基礎研究の他に経済的な視点の重要性について言及し、年次大会を締めくくった。

〔第 11 回年次大会の様子〕



開会挨拶：奥脇直也日本海洋政策学会会長



基調講演：平垣内久隆総合海洋政策推進事務局長  
「我が国の海洋政策について」



基調講演：道田豊東京大学大気海洋研究所  
「国連海洋科学の 10 年に向けた海洋政策に係る課題」



パネル・ディスカッション：「海洋の開発・利用・保全と日本の役割」  
(左：モデレーター・鈴木英之氏) (右：パネリスト [左から] 升本順夫氏、松川良夫氏、牧野光琢氏、庄司るり氏)

## ○「海洋・沿岸域の総合的管理に関する 2020 年アピール」検討委員会 2019 年度活動報告

「海洋・沿岸域の総合的管理に関する 2020 年アピール」検討委員会は、海洋・沿岸域の総合的管理の今後のあり方を多角的に検討し、日本沿岸域学会と共同で 2020 年にアピールとして発表することを目指している。

日本海洋政策学会では、公募の結果 14 名の参画を得て活動を開始した。活動初年度にあたる 2019 年度は、日本沿岸域学会との合同委員会を計 2 回、合同幹事会を計 4 回開催した。

合同幹事会は合同委員会の進め方の大枠を議論し、委員会で提供する資料の収集や作成を行うもので、主たる活動である今年度の合同委員会活動について報告する。

- ・ 第 1 回合同委員会（2019 年 12 月 5 日、於：日本大学駿河台校舎タワースコラ）  
出席：日本海洋政策学会 7 名、日本沿岸域学会 5 名 計 12 名  
概要：脇田共同委員長による趣旨説明の後、事前に収集していた各委員が有する海洋・沿岸域の総合的管理に関する問題意識について、整理結果が共有された。  
その後、出席委員による自由討議が行われた。本委員会で取り扱う海洋・沿岸域の空間範囲や、アピールを作成するにあたっての対象や発表方法などについて議論し、おおむねの共通理解を得た。
- ・ 第 2 回合同委員会（2020 年 1 月 31 日、於：日本大学駿河台校舎タワースコラ）  
出席：日本海洋政策学会 9 名、日本沿岸域学会 5 名 計 14 名  
概要：前回議事録の確認後、居駒共同委員長より第 1 回合同委員会以降に開かれた幹事会での議論が報告された。さらに、幹事メンバーの一人が作成した論点整理の資料に基づき、アピールの構成と骨子について自由討議が行われた。  
委員会では、海洋・沿岸域の総合的管理に関係の深い、国連の持続可能な開発目標 (SDGs) や海洋科学のための 10 年といった国際目標や、海洋基本法および海洋基本計画などの国内の法制度や計画等を踏まえながらアピールを作成していくことの重要性が確認された。  
今後は幹事会でアピールの構成案を作成し、委員会で議論しながら、各委員の執筆担当について分担していく予定である。

### <委員会メンバー>

日本海洋政策学会 脇田委員長ほか 13 名  
日本沿岸域学会 居駒委員長ほか 10 名

○「国連海洋科学の10年と海洋政策～海洋政策の10年のデザインに向けて～」  
シンポジウム開催

《全体概要》

笹川平和財団海洋政策研究所との共同研究の一環としてシンポジウムを開催し、関係学協会や民間企業から多数の参加150名超により盛会となった。

平垣内局長、大山事務総長の来賓挨拶の後、前半は各テーマに基づく11名による発表があり、後半は3つのグループセッションに分かれ活発な意見交換が行われた。

- ・日時：2020年1月27日（月）10:00-18:00（交流・懇親会 18:00～）
- ・場所：笹川平和財団ビル11階 国際会議場

《プログラム》

10:00～ 開会挨拶 日本海洋政策学会長・奥脇直也  
来賓挨拶 総合海洋政策推進事務局長・平垣内久隆  
日本ユネスコ国内委員会事務総長・大山真未

10:05～12:10 【総論】（各30分）

- ・趣旨及び背景説明 東京大学大気海洋研究所・道田豊
- ・国連海洋科学の10年のIOCにおける準備状況 東京大学名誉教授・植松光夫
- ・国連海洋科学の10年に向けたアジア太平洋地域の動向 海洋研究開発機構・安藤健太郎
- ・海洋生物科学研究の課題～日本学術会議シンポジウムを踏まえて 帝京大学・窪川かおる

12:10～13:30 【昼食休憩】

13:30～14:10 【総論】

- ・サイエンスファーストと日本の外交 - 海洋科学の視点で - 笹川平和財団・角南篤所長

14:10～16:40 【いくつかの各論】（各25分）

- ・海洋科学と海洋生態系の保全 海洋研究開発機構・白山義久
- ・海洋プラスチックごみ問題の現状と対策 環境省海洋環境室長・中里靖
- ・持続可能な漁業 東京大学大気海洋研究所・牧野光琢
- ・沿岸海況予報と地域政策 九州大学応用力学研究所・広瀬直毅
- ・海洋の資源開発と環境影響評価 東京大学生産技術研究所・北澤大輔
- ・これからの海洋教育の展開～SDGsと国連海洋科学の10年を見据えて 東京大学海洋教育センター・及川幸彦

16:50～18:00 【ネットワーキングセッション】：3会場に分かれて討議予定

- テーマ1：持続可能な漁業 ファシリテータ：牧野，齊藤
- テーマ2：海洋資源・エネルギー開発 ファシリテータ：北澤，角田
- テーマ3：万人に開かれた海 ファシリテータ：道田，安藤



## ○学生小論文表彰4編、全文掲載.....10

今年度の「学生小論文」募集には14編の応募があり、その中から厳正な審査の結果、優秀賞1編、奨励賞3編の表彰が決定しました。以下に全文を掲載します。

### 優秀賞 「海洋環境ビッグデータ取得のための、自動海洋観測システムの開発に関する提言」 熊谷 卓也・東京海洋大学大学院

本稿では第3期海洋基本計画における①海洋の安全保障、④海洋状況把握(MDA)の能力強化、⑤海洋調査及び海洋科学技術に関する研究開発の推進等に関して提言する。

#### ・はじめに

海洋は船舶などを使用しなければアクセスできないなど、地球上で現在でも観測を行うことが難しい場所の一つである。一方で海洋環境を把握することは、海上交通の安全な運航、水産業や資源エネルギー産業の発展、地震や津波などに対する防災、海洋に関わる諸科学の発展など様々な面で非常に重要である。国土面積の約12倍、世界第6位の排他的経済水域(EEZ)を有する日本にとって、海洋環境に関するビッグデータの取得は、国民の安全、産業、科学技術の発展などのために日本が取り組むべき課題の一つである。

海洋観測に関する技術は日々、発展している。例えば、アルゴフロートと呼ばれる観測機器で地球全体の海洋変動を観測する国際プロジェクトであるアルゴ計画2)3)、人工衛星を利用した海面水温の把握4)などがある。現状、日本で行われている統一的な海洋環境観測の一つとして、気象業務法に基づいて行われる船舶気象観測がある。気象業務法及び関係法令では船舶に対して、(1)必要な気象観測測器を備え付けること、(2)観測を実施すること、(3)観測成果を気象庁に報告することを義務付けている5)。船舶気象観測は、一般商船や官公庁の所有す

る船舶などによって行われており、観測結果は船舶気象通報として気象庁へ送信され、気象業務、水産業や鉱物資源の把握、気候変動・地球温暖化の監視・研究など様々な分野で利用されている6)7)。

船舶気象観測はUTC(協定世界時)の0時、3時、6時、9時、12時、15時、18時、21時に観測を行う5)。観測成果は船舶気象通報として海域によって、上記の時刻に通報する場合と0時、6時、12時、18時に通報する場合があり、インマルサットCサービスまたは電子メールで送信を行う5)6)。気象業務法施行規則では船舶が行う気象観測の項目としては、気圧、気温、露点温度、風向、風速、雲、視程、天気、水温、波浪、海氷の状態、船舶への着氷の状態が定められている8)。それぞれの項目の観測方法の詳細、送信方法、データの型式などは、気象庁の発効する手引や観測指針などの資料5)6)に記載されている。日本には、総トン数100トン以上に限っても約4000隻の船舶が存在している(2017年時点)9)。これらの全てが船舶気象通報を送信するわけではないが、船舶による海洋観測が果たす役割は大きい。現状の船舶気象通報は、定時に決まった型式で現場の観測結果を得られるため、優れた観測システムであるが、いくつかの課題があると考えられる。まず、観測の個人差が生じることである。各観測の方法は、気象庁の発効する手引や観測指針などの資料に記載されており、雲や波浪などの観測ではヒトの目視による部分がある。熟練すれば個人による誤差は減少するとさ

れている5)が、やはり個人による判定の違いは避けられないだろう。また目視による観測では、夜間に月が出ていないときなどは、雲の形や雲量などを正確に読み取ることが難しくなる。2つ目に船員の負担の問題がある。航海士をはじめとする船員は航海中の船橋において、船位の確認、目視による周囲の状況の把握、レーダーの操作など多くの作業を行う。このため、決まった時間に複数の観測を行う船舶気象観測は、船員の負担にもなる。また、現状の船舶気象観測では3時間ごとに観測を行うが、回数や観測項目をさらに増加させることができれば、さらに得られる情報は多くなるだろう。これらの課題の解決と観測項目の拡大による海洋環境のビッグデータの取得を目的として、本稿では新たな観測システム（以下、自動海洋観測システム）の開発に関して提言する。

#### ・自動海洋観測システムの概要

本提言の自動海洋観測システムは、海洋観測を自動で行い、船舶気象通報の型式にまとめ自動で送信するシステムを考える。一般商船や官公庁の所有する船舶には、海流の流向・流速を計測する流向流速計、レーダーなど様々な航海計器を有しており、航海を通して計測を行っている。自動海洋観測システムでは、気象業務法施行規則で定められた船舶が行う気象観測の項目に加えて、それぞれの船舶が有する航海計器による計測データも取得することで、観測によって得られるデータの種類をさらに増加させる。また現状の船舶気象観測は3時間毎に行うが、このシステムでは観測から送信までを全て自動で行うため、1時間毎やさらに短い間隔でデータを取得することができる。

#### ・自動海洋観測システムの開発に必要な技術

自動海洋観測システムの開発には、「観測を自動で行うシステム」と「送信を自動で行うシステム」の2つのシステムの技術開発が必要となる。まず「観測を自動で行うシステム」について述べる。前述した気象業務法施行規則では船舶が行う気象観測の項目のうち、気圧、気温、露点温度、風向、風速、水温、波浪については、現時点でも自動で観測する装置が市販され実用化されている10)11)。また、雲の観測については、船舶に設置した全天球カメラを用いて空の画像を取得し、AIによる画像解析で雲量と雲の状態を観測するシステムが研究レベルで行われている12)13)。視程、海氷の状態、船舶への着氷の状態の観測については、画像解析などを用いて自動で観測する新たな技術の開発が必要となる。「送信を自動で行うシステム」については、それぞれの観測機器が取得したデータを自動で記録し、最終的に船舶気象通報の型式にデータをまとめる技術が必要となる。送信には現状のインマルサットCサービス及び電子メールを使用する。

#### ・自動海洋観測システムの開発によるメリット

本提言の自動海洋観測システムには、大きく分けて3つメリットがある。1つ目は自動観測により、海洋環境に関する膨大なデータが得られることである。このシステムによって得られるデータは、気象予報業務の正確性の向上、従来では実現できなかった新たな海洋関連分野の研究及び技術開発の発展に貢献するだろう。また、既存の人工衛星による海洋の解析や、アルゴフロートなどの機器による観測データの信頼性を補完する用途にも使用することができるだろう。

2つ目は開発が比較的容易であると考えられることである。前述したように、現状でも船複数の項目について実用化が行われている。送信についても従来のインマルサットCサービス及び電子メール使用するため、新たな通信方式を開発する必要はない。また観測に使用する機器についても、自動化に対応する機器を開発する必要はあるものの、それぞれの船舶を運航する上で必須となる機器を応用することを考えたため、コストの面でも有利である。

3つ目は船員の負担を軽減することができることである。自動海洋観測システムでは、観測から送信までを全て自動で行うため、船員は操作をする必要がなくなる。

以上で本提言を終了する。本提言の自動海洋観測システムをはじめ、新たな海洋関連技術の発展は、海洋国家である日本にとって非常に重要であり、積極的に取り組むべきである。

-----  
<参考文献>

1)海洋基本計画

2)アルゴ計画の概要

[http://www.jamstec.go.jp/J-ARGO/overview/overview\\_1.html](http://www.jamstec.go.jp/J-ARGO/overview/overview_1.html)

3)アルゴのしくみ

[http://www.jamstec.go.jp/J-ARGO/overview/overview\\_3.html](http://www.jamstec.go.jp/J-ARGO/overview/overview_3.html)

4)人工衛星による海洋環境観測 今岡啓治 宇宙航空研究開発機構地球観測研究センター 海洋と宇宙の連携推進シンポジウム 「海洋状況認識に有効な宇宙技術」 (2015)

5)船舶気象観測指針 改訂第8版 気象庁 (2019)

6)船舶気象観測表による報告および船舶気象通報の手引 (2019年 改訂) 気象庁 (2019年)

7)船舶による海上気象観測と港湾気象サービス

<https://marine.kishou.go.jp/brochure/pms-jp.pdf>

8)気象業務法施行規則

9)海運統計要覧 日本籍船舶腹量の推移(100 総トン以上の商船) 日本船主協会 (2018)

<https://www.jsanet.or.jp/data/pdf/2018data10-4.pdf>

10)海上気象観測システム 株式会社 日本エレクトリック・インスルメント

<https://www.nei.co.jp/solutions/detail/103.html>

11)マイクロ波式波高計 WM-2 株式会社 鶴見精機

<http://www.tsk-jp.com/index.php?page=/product/detail/21>

12)世界初、船上での撮影画像とAIで、船舶気象観測における課題解決を目指す 神戸デジタル・ラボ (2017)

[https://www.kdl.co.jp/news/2017/10/banyan\\_cloudai.html](https://www.kdl.co.jp/news/2017/10/banyan_cloudai.html)

13)全天球画像のデータ収集と雲形と状態判定 森川優, 中西波瑠, 稲村直樹, 近藤伸明, 小渕浩希, 大澤輝夫, 松原崇, 上原邦昭 2018年度人工知能学会全国大会(第32回) (2018)

---

---

## 奨励賞 「日本が直面する難民問題とその対応策」

藤本 菜々子・海上保安大学校 本科4年

---

近年、日本海側沿岸への北朝鮮木造船の漂着が相次いでいる。その数はここ数年で急増しており、特に北海道、秋田県、青森県などが多い。北朝鮮から漂着した船舶の乗組員らが日本に対して保護を求めてきた場合、彼らは「難民」であるのか。北朝鮮に帰国したいと求めてきた場合は、彼らを送還すべきなのか。また、大量にやってきた場合の処遇はどうすべきなのか。これら様々な問題について、島国である日本がとるべき対応を現在の国内外の難民受け入れの現状をふまえ、国際法の観点から考察する。

難民の地位に関する条約（以下、難民条約とする）は、第1条で、難民は「人種、宗教、国籍若しくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために、国籍国の外にいる者」とされ、国籍国の保護を受けられないか、受けることを望まない者とされる。したがって、経済的困窮を避けるためや戦乱を逃れるためというような理由だけでは難民条約が保護対象とする難民（条約難民）には該当しない。また、同条約は締約国に難民の受入義務まで課すものではなく、難民認定の手続きも各締約国の定めによる。しかし難民条約第33条に定められている、難民を生命または自由が脅威にさらされているおそれのある国へ追放または送還してはならない、というノン・ルフールマンの原則は、今

日では慣習法化しているとの見方もある。

世界の難民の現状をまず概観すると<sup>1</sup>、2018年末までに、国内避難民を含めた避難民及び難民<sup>2</sup>は世界で7,080万人、その中で難民は2,590万人、全難民の3分の2以上が、シリア、アフガニスタン、南スーダン、ミャンマー、ソマリアの5ヶ国出身である。難民の受入数が最も多いのはトルコである。

次に、一現在最も大規模な難民問題であるシリア難民について概観すると、シリア難民は2018年末までに約670万人にのぼると推定されており、トルコからドイツなどの西欧諸国を目指す「バルカンルート」の玄関となるのがギリシャである。EUは積極的に難民を受け入れてきたが、あまりにも大量であるため、2016年にトルコと協定を結び、ギリシャに到着する難民はトルコに送還し、シリアの戦争難民を主とする保護を要する難民のみを、トルコからの再定住の形で受け入れることとした。その結果、ギリシャには大量の難民が滞留することとなった。

他方、日本における難民保護政策の発端は、1970年代後半に発生したインドシナ難民（ボートピープル）の受入である。これらの多くは欧米に受け入れられたが、米国やUNHCRの強い要請もあり、日本は最終的に1万1千人以上の難民を受入れた。日本が難民条約に加入したのはその後の1982年であ

る。日本で難民申請を行う場合、出入国在留管理庁へ申請書を提出し、入国審査官（難民調査官）との面接を受け、後日認定の可否が通知されるが、仮に認定されなかった場合は不服申立てを行うことができる。日本は、認定数の少なさから、国内以外からの批判は少なくない。日本の難民認定の特徴は、UNHCRのように、難民該当性のある者を積極的に掘り起こそうとする姿勢で行われるのではなく、難民でない者を誤って認定しないように調査を重ねるといった姿勢でなされる点である。

これらをふまえ、北朝鮮から漂着した者の扱いについて整理する。北朝鮮から漂着した乗組員は、条約難民に該当するのか。中国への脱北者の例を想起すると、中国は難民と認定せず、強制送還している事実がある<sup>3</sup>。彼らを経済的困窮者とみなすのであれば、条約難民の定義に当てはめることは難しい。条約難民に該当するかどうかの判断は、難民条約締約国またはUNHCRである。条約難民のみを保護対象とする前者に比べ、後者は対象範囲が広く、戦争や内乱により発生した難民や、国内避難民、経済難民なども保護対象とする。これらを考慮すると、脱北者が条約難民に該当するか否かは、個別に検討する必要がある。従って、北朝鮮から漂着した者たちについても、同様の手法で個別に検討することが必要であろう。

日本の北朝鮮から漂着する者に対する措置としては、海上での対応と陸上での対応が考えられる。船で渡海してくる場合、ある程度の数までは船上

で難民に該当する可能性があるかどうか審査し、その後上陸させるか送還するかを決める方法を取ることが考えられる<sup>4</sup>。しかし、シリア難民のように、あまりにも大量に押し寄せてくるのであれば、すべてを海上で審査することは物理的にも人権の観点からも大きな問題となる。難民を保護するという本来の目的に鑑みて、より現実的な方策を検討すべき時に来ていると考える。実際に、米国へ渡ろうとするハイチ不法移民に対して、公海上ではノンルフールマン原則が適用されないとしてすべてを送還していたが、米国は最終的に周辺国と協定を結び、第三国において米国が審査を実施する方式を取った例がある<sup>5</sup>。また、イタリアでは、軍と警備隊が協力し、難民の探索・救助を行った例がある<sup>6</sup>。さらに、オーストラリアでは、太平洋の島国であるナウルやパプアニューギニアの収容施設へ移送し、庇護希望者の難民審査を行った例がある<sup>7</sup>。

北朝鮮は、日本から至近であるため、米国の例のように第三国で審査を行う可能性は低いと考えられる。従って、オーストラリアの例のように、離島などに一時的な収容施設を設け、そこでまず難民に該当する可能性があるかを審査するのが現実的であろう。離島の条件としては、面積がある程度大きく、人口が過密でなく、施設ができることによって経済が活性化されるメリットのあるような環境が理想である。日本海側の離島として北朝鮮からくる場合に地理的に良いと思われるのは、島根県の隠岐の島や新潟県の佐渡島などであろうか。もちろん実現す

---

るのであれば、住民等の反対運動が起こる可能性は大いにあるが、日本の難民受け入れの問題は、そのリスクを負ってでも向き合っていくべき重要なものであると考える。離島で審査した後、該当する可能性がある者に関しては日本本土に連れていき、正規の手続きを踏んで審査するのが適当である。日本本土での正規の難民審査を行う臨時施設も沿岸に設置し、大量に押し寄せた場合も対応可能なように柔軟に規模を拡大できるように備える必要がある。また、認定されなかった者に関しても、北朝鮮の情勢を考え、送還するのは適当でなく、本人たちが日本にとどまることを望むならば、一定期間は日本で生活することができるよう保護すべきであろう。

2) 避難民が難民と異なるのは、二段落目で述べたように、単なる経済的困窮による者等、避難を強いられている人々を広く含む点である。

3) 孫 賢鎮『北朝鮮の脱北者の地位—国際法の観点から』

4) アメリカでハイチ不法移民に対して行っていた実例がある。奥脇直也「海洋と人権—国境管理措置と不法移民の人権保護を素材に一」 松井芳郎ほか『21世紀の国際法と海洋法の課題』 東信堂

5) Sale 事件 奥脇直也 「海洋と人権—国境管理措置と不法移民の人権保護を素材に一」 松井芳郎ほか『21世紀の国際法と海洋法の課題』 東信堂

6) 八十田博人 「地中海移民・難民対策をめぐるイタリア・EU間の論争」

7) 森恭子 「オーストラリアの難民支援体制の最近の動向と諸問題」

-----  
1) Global Trends Forced Displacement in 2018  
(UNHCR)

奨励賞 「MSC 認証とMEL 認証の比較に基づく日本の水産エコラベル政策の提言」  
折田 清隆・東京海洋大学大学院

1.はじめに

世界的に水産物の需要は増大しており、2016年での世界の水産物消費量は50年前の5倍以上(約1.4億トン)である1)。消費量の増加に伴い、資源量の減少が問題となっている。2013年では世界の水産資源の30%以上が生物学的に持続不可能なレベルで、約60%が生物学的に持続可能なレベルの限界近くまで漁獲されている上に、双方の割合は30年前よりも増加している2)。そこで、持続可能な開発目標(SDGs)では、水産資源を生物的に持続可能なレベルまで回復させるために、科学的見地に基づく資源管理手法を普及させることを目標として掲げている3)。そして、この目標の達成に「水産エコラベル」が重要な役割を担う。

水産エコラベルは国際資源管理認証の一種である。これは環境に配慮し持続可能な資源利用を行う生産者に対し、第三者が科学的見地に基づいた認証を与えて市場での優位性を作る仕組みである。環境負荷等を商品の値段として内包し、流通や消費の関係者がコストを分担することに役立つとして4)、活用が欧米を中心に世界中で拡大している5)。また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会の「持続可能性に配慮した調達コード」には「持続可能性に配慮した水産物の調達基準」が設定されており、大会ではこれに従って水産物を調達する必要がある6)。水産エコラベル付きの製品はこの基準を満たすため、日本国内でも需要が増大している。水産エコラベルの代表例がMSC認証であり、世界的に認証件数が増加している6)。しかし、我が国では水産庁がMSC認証について問題点を指摘しており、その代わ

りにMEL認証の取得を推奨している5)。そこで、本稿ではMSC認証とMEL認証の比較を行い、それを基に我が国の今後の水産エコラベル政策を提言する。

2.双方の水産エコラベルの概要

2.1MSC 認証

Marine Stewardship Council(海洋管理協議会)が運営する認証制度であり、1997年にWWF等の支援の下で誕生した7)。MSC認証は世界中に拡大しており(図-1)、2019年現在では世界で207件の漁業、天然漁獲量の13%が認証を受けている8)、5)。これらの取り組みの結果、2017年にGSSI(Global Sustainable Seafood Initiative)から世界初の認証を取得した7)。GSSIはFAO等の国際機関や企業などの多様な関係者により運営される団体であり、この認証を受けることは、MSC認証の信頼性が確保されていることを証明する10)。

日本では4件の漁業で認証経験がある5)、8)。特に2008年に認証された京都府のアカガレイ底曳網漁業はアジア初のMSC認証である4)。

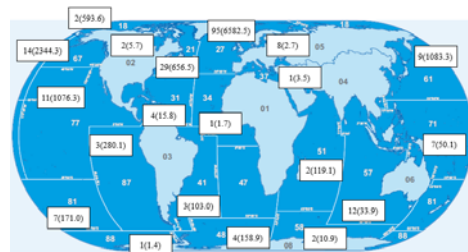


図-1 海域ごとのMSC認証漁業の件数(漁獲量(kton))8)、12)

2.2MEL 認証

マリン・エコラベル・ジャパン協議会 (Marine Eco-Label Japan Council) が運営する我が国独自の認証制度である。高い生物多様性と、それらを利用する小規模な事業者の考慮を特徴として掲げている 13)。2018 年では漁業認証が 44 件であり、日本の天然漁獲量の約 5%を占める 5)。

2019 年 6 月現在では認証は国内の事業者に限られるが 13)、政府は日本の漁業と特徴が近いアジア地域への MEL の拡大を目指している 15)。しかし、海外での知名度・信頼性の向上に必要な GSSI は、2019 年 6 月時点で未取得であり申請中である 13)。

### 3.水産庁が指摘する MSC 認証の問題点の検討

水産庁は MSC 認証に関して以下の問題点を指摘しており、代わりに MEL 認証の取得を推奨している 5)。

①取得に掛る費用が高額で小規模漁業者には取得が困難

②小規模多品種漁業が想定外

#### 3.1 取得に掛る費用

MSC 認証を受けるためには高額な費用が掛かる。実際に認証を受けた京都府のアカガレイ漁では認証取得費用が約 700 万円であった 16)。これが原因で隠岐諸島の海士町では実際に MSC 認証取得を断念しており 4)、水産庁の指摘は適当と言える。一方、MEL 認証は認証取得費用の抑制を使命として掲げており 13)、実際に約 100 万円と MSC 認証よりも低い 14)。中小規模の漁業者でも申請がしやすいため、日本国内では MEL 認証の方が数多く認証を受けている。

#### 3.2 小規模多品種漁業への対応

MEL 認証を受けた漁業の平均漁獲量は 3.6 キロトンである 15)。一方で MSC 認証を受けた漁業の内約 3 割は MEL 認証漁業の平均よりも漁獲量が少ない 8)。加えて、

一般的に魚種の多様性は低緯度地域で高く 17)、MSC 認証を受けている漁業の件数の 28%、漁獲量の 22%は日本と同等又はより低緯度の海域 (FAO の海域区分で 31, 34, 41, 47, 51, 57, 61, 71, 77, 81, 87 番) で行われている。故に、水産庁の「MSC 認証は小規模多品種漁業を想定していない」との指摘は妥当ではない。

### 4.水産エコラベル政策の提言

今後の日本の水産エコラベル政策として、まずは MEL 認証の取得を推奨し、その中の一部の漁業者に MSC 認証の取得を補助することを提言する。

#### 4.1 MEL 認証の活用：国内での水産エコラベルの普及用

図-2 に水産エコラベルの認知度の調査結果を示す。6~7 割の消費者が水産エコラベルを見たことが無く、認知度が極めて低いと判明した 15)、18)。しかし、消費者が水産エコラベルについての講義を受講した後には、水産エコラベル付きの製品の需要が増加することも判明した 18)。消費者の水産エコラベル付き製品への需要が漁業者にとって水産エコラベルを取得する強い動機付けとなる 19)。そのため、消費者と水産エコラベル付きの製品の接点を増やし、認識させることで、需要を増大させることが必要となる。

MEL 認証はその取得のしやすさを利用し、水産エコラベル付き製品の流通量を増加させることができる。MEL 認証がついた製品の流通量の増加により、消費者との接点が増える。そして、それは消費者側での認知度と需要の向上につながり、生産者側に認証を取得する強い動機をあたえる。それによって水産エコラベルの目標である持続可能な漁業を日本で促進することにつながる。



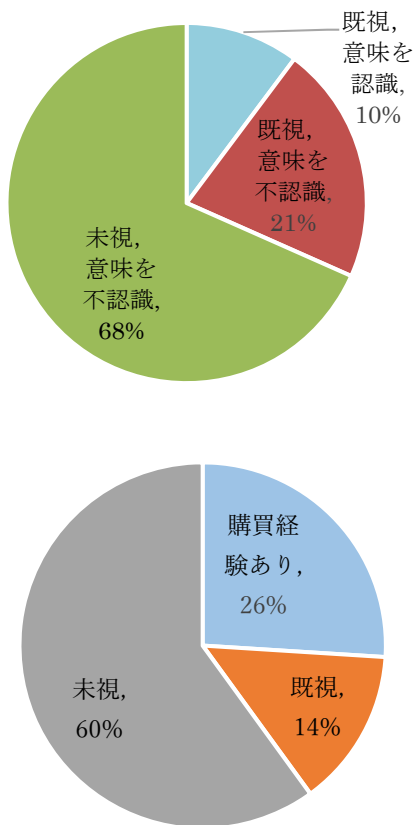


図-2 水産エコラベルに関する調査結果  
(上：水産庁，下：WWF)

#### 4.2 MSC 認証の活用：輸出向けの製品用

水産物の輸出量は世界的な需要に伴い増加しており<sup>5)</sup>、今後もこの傾向は続くと考えられる。しかし、環境問題への意識の高い欧米やアジアの富裕層への販路拡大のためには水産エコラベルを付けることが必要である。実際に米スーパーマーケット大手の **walmart** では全製品を水産エコラベル付きにすることを宣言している<sup>20)</sup>。2章より、MEL 認証は GSSI の認証を受けていないため、MSC 認証に比べて海外での知名度・信頼性は共に極めて低い。そのため、輸出向けの製品では MSC 認証を取得する必要がある。MSC 認証は MEL 認証と持続可能な漁業を目指す理念が共通しており、日本で多い小規模多品種漁業にも対応している。そのため、MEL 認証を受けた漁業が MSC

認証も受けることは十分に可能と推測される。そのために、輸出に強い関心を持つ漁業者に対し、MSC 認証の取得費用を政府が補助すること及び、漁獲される全ての魚種の持続可能性を示す科学的なデータを漁業者・行政・研究機関が連携して収集する体制が今後必要となる。

#### 5.まとめ

この論文では MSC 認証と MEL 認証との比較を基に今後の日本の水産エコラベル政策を論じた。比較の結果、「MSC 認証は小規模多品種漁業を想定していない」との水産庁の指摘は妥当ではなく、日本でも拡大が可能である事が判明した。また、MSC 認証は対外的な知名度が、MEL 認証は取得の容易さがもう一方よりも優れていることが判明した。そこで、今後の水産エコラベル政策として、はじめに MEL 認証を普及させることで水産エコラベルの理念を漁業者と消費者に拡散させ、その中で輸出に関心を持つ漁業者に対し MSC 認証の取得を金銭及び科学的に補助することを提言した。

#### 参考文献

- 1) Food and Agricultural Organization of the United Nations: The State of World Fisheries and Aquaculture, 227p, 2018.
- 2) 笹川平和財団 海洋政策研究所：海洋白書 2017 本格化する海洋をめぐる世界と日本の取り組み，成山堂書店，257p，2017.
- 3) Sustainable Development Goals: Goal 14: Conserve and sustainably use the oceans, seas and marine resources, Retrieved June 27, 2019, <https://www.un.org/sustainabledevelopment/oceans/>.
- 4) 大元鈴子，佐藤哲，内藤大輔：国際資源管理認証—エコラベルがつなぐグローバルとローカル，238p，東京大学出版会，2016.
- 5) 水産庁：平成 30 年度版 水産白書，231p，2018.

- 
- 6)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会:持続可能性に配慮した調達コードについて, 2017.
- 7)Marine Stewardship Council: 閲覧日:2019年6月17日, <https://www.msc.org/>.
- 8)Marine Stewardship Council: MSC 年次報告書 2017年度 水産物を将来の世代に, 48p, 2019.
- 9)Marine Stewardship Council: Track a Fishery, 閲覧日:2019年6月20日, <https://fisheries.msc.org/en/fisheries/@@search>, 2019.
- 10)Global Sustainable Seafood Initiative: Global Benchmark Tool Confidence in Certified Seafood, 2015.
- 11)Marine Stewardship Council: Find a Supplier, 2019年6月17日, 2019, <http://cert.msc.org/supplierdirectory/VController.aspx?Path=be2ac378-2a36-484c-8016-383699e2e466>, 2019.
- 12)Food and Agricultural Organization of the United Nations: Coordinating Working Party on Fishery Statistics (CWP), 閲覧日:2019年6月28日 <http://www.fao.org/cwp-on-fishery-statistics/en/>, 2007.
- 13)マリン・エコラベル・ジャパン協議会: 閲覧日:2019年6月20日, <https://www.melj.jp/>.
- 14)農林水産省:食材の調達基準案を踏まえた水産物に係る対応について, 3p, 2016.
- 15)水産庁:水産エコラベルの普及・推進について, 2018.
- 16)京都府海洋センター:季報第95号海のエコラベル MSC 認証—資源と環境に優しい京都底曳網漁業—,2008.
- 17)Rabosky, D, L., Chang, J., Title, P, O., Cowman, P, F., Sallan, L., Friedman, M., Kaschner, K., Garilao, C., Near, Tm J., Coll, M., & Alfaro, M: An inverse latitudinal gradient in speciation rate for marine fishes, Nature, Vol. 559, pp.392-395, 2018.
- 18)若松宏樹, 内田洋嗣, Roheim, C, A., Anderson, C, M: 日本の水産市場におけるシーフードエコラベルの潜在重要分析, WWF ジャパン, 2010.
- 19)Gudmundsson, E., Wessells, C, R: Ecolabeling Seafood for Sustainable Production: Implications for Fisheries Management, Marine Resources Economics, Vol. 15, pp. 97-113, 2000.
- 20)Walmart: Wal-Mart Takes Lead On supporting Sustainable Fisheries, 閲覧日:2019年8月4日, <https://corporate.walmart.com/newsroom/2006/02/05/wal-mart-takes-lead-on-supporting-sustainable-fisheries>, 2006.

奨励賞 「IUU漁業に対する寄港国措置協定への旗国、非旗国の両面からの  
制度補充の検討」

横地 一真・三重大学人文学部

はじめに

第3期海洋基本計画が実施を目指す施策の一つとして掲げられる「海洋環境の維持・保全」を脅かすものとして、違法な漁業、報告されない漁業、規制されていない漁業（以下、「IUU漁業」という）が挙げられる。これは過剰漁獲を引き起こすのみならず、報告されない、又は虚偽の報告がされることによって漁業から得られる科学データを歪曲し、適切な資源管理を困難にする。そのため、平成28年6月には「違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業を防止し、抑止し、及び排除するための寄港国の措置に関する協定（以下、「本協定」という）」が発効され、我が国においても平成29年6月より効力が発生した。今回は、本協定の内容を踏まえ、特に本協定の非締結国がIUU船舶を利用させる限り本協定の効果には限界のあるという課題に対して、協約への加盟を要請し、国際的なネットワークを拡大させていくとともに、①旗国の責任強化、②国連公海漁業協定（以下、SSAという）による非旗国の洋上措置の二点からの補充について提言する。

本協定の効果、課題

本協定は漁業資源の長期的な保存及び持続可能な利用を確保するため、世界の大半の公海において、地域漁業管理機関が設立され、漁業資源を保存・管理するための措置が取られてきたが、公海においては船舶は旗国の排他的管轄権に服するため、地域漁業管理機関の措置を遵守しないIUU漁業に対し、旗国が自国の船舶に対して十分

な管理能力を有していない場合、IUU漁業を効果的に取り締まることは不可能である。そのため、寄港国がIUU漁業を行った船舶の入港を拒否する等の措置を取ることで、効果的にIUU漁業を取り締まることが可能になるので、それに法適拘束力を持たせることを目的としたものである<sup>1</sup>。

本協定では寄港国に入港前、入港時、検査後の三段階に分けて義務を課している。第一に9条において、入港を希望する船舶がIUU漁業に従事したことの十分な証拠を有する場合に入港を拒否すること。第二に11条において、船舶が自国の港に入った場合、一定の要件を満たした場合には魚類の陸揚げ、燃料補給等のために当該船舶が港を使用することを拒否すること。第三に12条において、この協定の目的を達成する上で十分な年間の検査水準に達するために必要とされる自国の港にある船舶を検査し、IUU漁業等に従事したと信ずるに足りる明白な根拠がある場合に、速やかに通報することで国際的な連携を図ることである<sup>2</sup>。これら三つの次元からの規制によって、IUU漁業を行う船舶に対しての効果的な規制を現実的なものになっている。

一方で、非締結国がIUU漁業等に従事した船舶の入港を拒否しない限りにおいて、十分な効果が期待できるとは言えないという本協定についての限界もある。23条で、「締約国は、この協定の非締約国に対し、この協定の締約国となること並びにこの協定に合致するように法令を制定し、及び措置をとることを奨励する」とあるので、本協定の締約国を増やすと同時に、①旗国の責任強化、②SSAによる非旗国の洋上措置

の二点から本協定をより効果的なものにするための検討を行う。

#### 旗国の責任強化及び SSA による非旗国の洋上措置による本協定の補充

第一に、本協定は締約国に対し、自国の船舶に対して本協定に従って実施される検査において寄港国と協力することを要請し、自国の船舶が IUU 漁業又はこれを補助する漁獲関連活動に従事したときに自国の法令に従って遅滞なく取り締まりを行うこと、IUU 漁業対策について、自国の船舶に適用する措置も外国船舶に対して適用するものと同等の実効性のあるものにするのが要請されている<sup>3</sup>。ここから、本協定に伴う国内船舶への旗国としての義務は、事後的な物が予定されていると解することができる。そのため、本協定の締約国については、公海の漁業について国が承認を与えない限り認めないものとしなければならない。このようなものについて規制したのもとしてフラッキング協定があるが、この際に行われることが予定されている当該船舶の情報共有をより積極的に行う事、当該船舶への罰則の強化をすることが必要になる。

第二に、本協定とは別の SSA の規定を適用することによって、非旗国の権限を用いて IUU 漁業を効果的に取り締まる必要も考えられる。特に、本協定では寄港国及び旗国の権限を明確にするものではあるが、本協定を締約している場合においても、非締約国に寄港されてしまっただけでは手を出すことができなくなってしまうからである。SSA21 条では、非旗国が公海上の締約国船舶に対し、地域機構の定める保存管理措置の遵守を確保するための乗船検査、違反があれば証拠確保と旗国通報、通報に対して旗国による重大な授権があれば調査の継続、

「重大な違反」があると信ずるに足る明白な根拠があり、旗国が通報に対する回答や自ら措置を採ることを怠るときには、乗船継続・証拠確保・当該漁船の適当な港への引致と追加的調査を行うことができるとしている<sup>4</sup>。これによって、旗国が義務を怠るような場合においても、非旗国が取り締まりを行うことが可能になり、本協定の効果を充足させることができるだろう。

この二点は全ての締約国に対して旗国としての義務と非旗国としての権限を与えるものであるため、どちらか一方を怠るような締約国が出てきた場合であっても、他の国が主体となって IUU 漁業を取り締まることが可能になる点で大きな効果があるといえる。

おわりに

今回、IUU 漁業について本協定を前提により効果的な規制を検討した。今回の提言は一定の効果があるとはいえるが、本文でも何度も述べている通り、締約国が少ない限りにおいて、その効果には限界があるものである。そのため、本協定を締約している日本なども主体となって、本協定の締約国をより拡大していくことが必要である。

1 森下雅子「違法漁業防止寄港国措置協定の締結 IUU 漁業対策のための寄港国措置による国際的な枠組みへの参加」時の法令（2055）、2018 年、14 頁—16 頁

2 小山佳枝「違法漁業防止寄港国措置協定と国内措置—IUU 漁業問題をめぐる法的対応」環境と公害 47 (3)、2018 年、17 頁

3 森下雅子・前掲注 1、20 頁—21 頁

4 兼原敦子「IUU 漁業の国際規制にみる海洋法の現代的課題」ジュリスト（1365）、2008 年、42 頁

## 【海洋政策情報】

### ●日本発の水産エコラベルMELが国際規格として承認（12月12日）

近年の水産資源管理への国際的な関心の高まりをうけ、水産資源の持続的利用や環境配慮への取り組みを証明する水産エコラベルの重要性が高まっている。世界で最も普及が進んでいる水産エコラベルの一つが、イギリスに本部のあるMarine Stewardship Council (MSC)である。一方、小規模で多様な漁業が多種多様な魚種を利用しているという我が国水産業の特徴を踏まえた、日本発の水産エコラベルとして普及が進みつつあるスキームがマリン・エコラベル・ジャパン (MEL) である。

このMELが、令和元年12月12日（現地時間）、国際的な基準に沿った水産エコラベルを承認する国際団体であるGSSI (Global Sustainable Seafood Initiative) から、世界で9例目、アジアでは初の承認をうけた。GSSIから承認された水産エコラベルは、事実上の国際規格として世界の大手小売業者等の調達基準として採用されており、このたびのMELの承認は、我が国水産物の国際的な評価の向上や一層の輸出促進に寄与することが期待される。

<https://www.jfa.maff.go.jp/j/press/kikaku/191213.html>

## 【セミナー・シンポジウム情報】

### ●『国連の持続可能な海洋科学の10年-One Oceanの行動に向けて』公開シンポジウム(11/6)

近年、温暖化、酸性化、貧酸素化、海洋汚染の進行により海洋生態系の危機的状況が迫っており、国連の「持続可能な開発目標 SDGs」の目標 14 に海洋の持続可能な利用と保全の重要性と緊急性があげられ、さらに2021年から2030年を国連は「持続可能な開発のための海洋科学の10年」と定めた。

国際社会における我が国の海洋科学とそれを基盤とする持続可能な社会の実現への具体的方向性を議論する公開シンポジウムが多数の参加で開催された。（当学会後援）

[日 時] : 2019年11月6日（水）9:30～17:00

[会 場] : 東京都港区虎ノ門 1-15-16 笹川平和財団ビル 11階国際会議場

[主 催] : 日本学術会議 海洋生物学分科会、SCOR（海洋研究科学委員会）分科会

[共 催] : 笹川平和財団海洋政策研究所

[後 援] : 日本海洋学会、日本水産学会、日本海洋政策学会、日本地球惑星科学連合、日本動物学会、日本藻類学会、日本地球化学会、国研）海洋研究開発機構

[プログラム]

9:30-9:35 開会挨拶

笹川 かおる（日本学術会議連携会員、帝京大学 SIRC 客員教授）

角南 篤（笹川平和財団海洋政策研究所所長）

9:35-9:55 来賓挨拶

春日 文子（日本学術会議連携会員、Future Earth 国際事務局日本ハブ事務局長）

植松 光夫（日本学術会議連携会員、東京大学大気海洋研究所名誉教授）

9:55-10:20

特別講演：国連海洋科学の10年の実施に向けた課題

---

道田 豊（東京大学大気海洋研究所教授、日本ユネスコ国内委員会 IOC 分科会主査）  
10:20-12:30 第1部：気候変動予測の10年

講演1：気候変動現象の多様性とこれからの気候変動予測

升本 順夫（日本学術会議特任連携会員、東京大学理学系研究科教授）

講演2：変わりゆく極域の物質循環と生物応答：現状と将来展望

原田 尚美（日本学術会議連携会員、海洋研究開発機構地球環境部門センター長）

<パネルディスカッション>

進行：安中さやか（海洋研究開発機構地球環境部門研究員）

角田智彦（笹川平和財団海洋政策研究所主任研究員）

パネリスト：石井雅男（気象庁気象研究所気候・環境研究部部長）

江淵直人（北海道大学低温科学研究所教授）

益田晴恵（日本学術会議連携会員、大阪市立大学教授）

12:30-13:30 昼休憩

13:30-15:40 第2部：海洋生態系保全の10年

講演1：海洋生態系のグローバルモニタリングへ向けて：OceanObs'19後の展望

千葉 早苗（海洋研究開発機構地球環境部門グループリーダー）

講演2：海洋の生物生産と環境動態

古谷 研（日本学術会議第二部会員、創価大学大学院工学研究科教授）

<パネルディスカッション>

進行：川井 浩史（日本学術会議連携会員、神戸大学内海域環境教育研究センター教授）

前川 美湖（笹川平和財団海洋政策研究所主任研究員）

パネリスト：鈴木 昌弘（産業総合研究所研究グループ長）

牧野 光琢（東京大学大気海洋研究所教授）

磯辺 篤彦（九州大学教授）

神田 穰太（日本学術会議連携会員、東京海洋大学教授）

15:40-15:50 休憩

15:50-16:55 総合討論

<進行>原田 尚美、窪川 かおる

<パネリスト>

坂元 茂樹（同志社大学教授）

張 勁（日本学術会議連携会員、富山大学教授）

萩原 篤志（日本学術会議連携会員、長崎大学教授）

登壇者

16:55-17:00 閉会挨拶

山形 俊男（日本学術会議連携会員、海洋研究開発機構上席研究員）

## ●長崎県第6回海洋産業フォーラム（2/3）

当学会法人会員である長崎県は、第6回の海洋産業フォーラムを開催した。

「海洋エネルギー関連産業の拠点形成」に向け、県内企業の参入促進や長崎の取り組みを県内外へ情報発信することを目的に、再エネ海域利用法や日本での洋上風力発電の導入促進に向けた今後の展望、国内外における先進事業やサプライチェーンの構築及び企業参入事例などの講演、県内取組内容の発表、地元産学官を交えたパネルディスカッションを行った。

---

【日 時】2020年2月3日(月)14時～17時50分

【会 場】ザ・ホテル長崎BWプレミアコレクション

【主 催】長崎県

【プログラム】

- ・基調講演1「再エネ海域利用法と洋上風力発電の整備促進について」  
経済産業省資源エネルギー庁 新エネルギー課長 清水淳太郎 (※調整中)
- ・基調講演2「響灘洋上風力事業の概要と地域共生の取組み(地元サプライチェーン形成への支援)」  
九電みらいエナジー株式会社 取締役事業企画本部長 寺崎正勝  
「台湾でのサプライチェーン構築及び国内企業の取組み」 (仮)  
MHI ヴェスタスオフショアウィンド台湾ゼネラルマネージャー 吉田昌弘
- ・事業内容発表  
「洋上風力発電産業創出への長崎の産学官の取組み」  
長崎県産業労働部参事監 森田孝明  
「長崎海洋アカデミーの概要について」  
NPO 法人長崎海洋産業クラスター形成推進協議会 松尾博志  
「洋上風力発電メンテナンスの共同受注体制構築」  
有限会社イー・ウィンド 専務取締役 田上秀人
- ・パネル・ディスカッション 「日本での洋上風力発電関連産業創出に必要なもの」

## ●日本沿岸域学会 2020 年度全国大会

【日 時】2020年6月18日(木)～6月19日(金)

【会 場】長崎県勤労福祉会館

例年より1か月早い6月開催で、日本海洋政策学会員は沿岸域学会員同等の参加費優待となっておりますので、沿岸域学会のホームページからの申込時に日本海洋政策学会員と記載下さい。

詳細は <http://www.jaczs.com/> 参照。

## 編集後記

持続可能な開発という言葉が1980年代に現れた時は理想を語る言葉として新鮮であった。一方で、まだ未来の話という感覚もあった。しかしながら、2010年代後半になって、年々ひどくなる猛暑、自然災害の大規模化を目の当りにすると、持続可能な開発、より具体的な目標として2015年にまとめられた持続可能な開発目標（SDGs）の達成はいよいよ待った無しになってきたと感じられる。私自身が関わっている海洋再生可能エネルギー、特に洋上風力エネルギーは持続可能な開発の実現に大きく貢献できる取り組みの一つであると考えている。政府も再生可能エネルギーの主力電源化を掲げ、いわゆる再エネ海域利用法が制定されて、環境が整備される中で、ヨーロッパに一步遅れている海洋再生可能エネルギーの利用拡大が、わが国でも持続的に進むよう産業界が事業化を進め、学が支援するという取組が進められている。海洋政策学会の活動のなかでSDGsには日々なんらかの形で言及されており、この言葉を聞くたびに自分自身が関わっている分野の取組みが期待に応えられるよう努力しないといけないと思う機会が増えている。

(広報委員会・委員長・鈴木 英之)

**JSOP Newsletter** (日本海洋政策学会ニューズレター) No.10 発行：2020年2月



日本海洋政策学会事務局

〒105-0001 港区虎ノ門1-15-16 笹川平和財団ビル6F

(公財) 笹川平和財団海洋政策研究所気付

TEL/FAX 03-6457-9701、e-mail アドレス：office@oceanpolicy.jp

Website: <https://oceanpolicy.jp>